

【レスラク × ベーシックプラン セット販売特約】

1. 適用条件

レスラク × ベーシックプラン セット販売(以下「本セット販売」といいます)特約(以下「本特約」といいます)は、以下の条件をすべて満たす者(以下「対象契約者」といいます)に適用されます。

(1) 申込期間

2026 年 9 月 1 日から 2027 年 3 月 30 日まで

(2) 対象商品

申込期間中に以下の商品を申込み、契約すること

- ① ぐるなび販促商品「ベーシックプラン」※新規契約又は別の販促プラン(スタートプラン若しくはライトプラン)からのプランアップの申込みに限ります
- ② ネット予約管理サイトコントローラー「レスラク」※新規契約の申込みに限ります

(3) その他条件

2027 年 4 月 30 日までに「レスラク」の利用を開始すること

2. 本セット販売による料金ディスカウント特典

(1) ベーシックプラン月額利用料

ベーシックプラン月額利用料6か月間無料

※7か月目以降は、通常のベーシックプラン月額利用料(月額 30,000 円(税別))が発生いたします。

※「1.適用条件」を満たさなかった場合、ベーシックプラン月額利用料のディスカウントは適用されず、料金発生月から通常のベーシックプラン月額利用料(月額 30,000 円(税別))での請求となります。

(2) レスラク初期費用

レスラク初期費用 10,000 円(税別)とします。

※レスラク月額利用料(10,000 円(税別))は、契約当初より発生し、値引きの対象とはなりません。

※「1.適用条件」を満たさなかった場合、本セット販売特約が適用される「レスラク」の契約は解除となり、「レスラク」の利用に関しては、再度通常の初期費用価格(定価 30,000 円(税別))での申し込みが必要となります。

3. 違約金

ベーシックプランの最低利用期間は、料金発生日より 6 か月とします。

最低利用期間内にプランの解約又は他の販促プランへのプランダウンを行った場合は、最低利用期間の残期間分の本サービス料(定価の金額にて計算)の総額を違約金としてお支払いいただきます。 但し、以下に該当する場合、違約金は発生しません。

・ライトプランからベーシックプランに変更後、ライトプランの料金発生日から通算で 6 か月を超えたのちに解約した場合

なお、ベーシックプランの違約金については、ベーシックプランに付帯する各種サービスの利用条件において違約金条項の定めがある場合であっても当該違約金条項は適用されず、本特約にて定める違約金が発生します。

【別表】

基準額	控除額
180, 000 円(税別) ※通常のベーシックプランの 6 か月分の本サービス料	利用者が本サービスを利用した期間に相当する本サービス料 ※ただし、契約当初 6 か月間における本サービス料は月額 30,000 円(税別)で計算します。

以上

制定日 2026 年 9 月 1 日